

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4822027号
(P4822027)

(45) 発行日 平成23年11月24日(2011.11.24)

(24) 登録日 平成23年9月16日(2011.9.16)

(51) Int.Cl.

E06B 7/28 (2006.01)

F 1

E 0 6 B 7/28

Z

請求項の数 4 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2008-273734 (P2008-273734)	(73) 特許権者	000010087 TOTO株式会社 福岡県北九州市小倉北区中島2丁目1番1号
(22) 出願日	平成20年10月24日(2008.10.24)	(74) 代理人	100108062 弁理士 日向寺 雅彦
(62) 分割の表示	特願2003-424471 (P2003-424471) の分割	(72) 発明者	多本 真弓 千葉県茂原市本納字富士見台3210番1 TOTOハイリビング株式会社内
原出願日	平成15年12月22日(2003.12.22)		
(65) 公開番号	特開2009-41364 (P2009-41364A)		
(43) 公開日	平成21年2月26日(2009.2.26)		
審査請求日	平成20年11月13日(2008.11.13)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 扇及び引っ掛け具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

扉面材とレールを有し、前記レールが、前記扉面材の上端または下端に、前記扉面材の前面から突出することなく、前面向き横方向に取り付けられており、かつ、前記レールが把手として使用できる扉本体と、前記レールに係合する係合部を有する引っ掛け具と、を備え、前記レールの端部に形成された開放部から前記係合部をスライドさせ挿入すると前記把手として使用できる前記レールの内側と嵌合状態となり、前記引っ掛け具は、前記扉本体の前方に向かって取り付けられ、前記レールに対して左右にずらせることを特徴とする扉。

【請求項 2】

前記係合部の前記レールとの接触部に弾性体を備えることを特徴とする請求項1記載の扉。

【請求項 3】

前記引っ掛け具が前記扉の間口寸法よりも小幅の引っ掛け具であることを特徴とする請求項1または2に記載の扉。

【請求項 4】

請求項1乃至3のいずれかに記載の扉に用いる引っ掛け具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、扉本体にレール機構を設け、そこに差し込むことにより設置できるタオルバーを備えた扉及び引っ掛け具に関する発明である。

【背景技術】

【0002】

従来、扉の把手にタオルを掛けることは一般的に行われている。また把手にタオルを掛け易くしたものがある（例えば、特許文献1参照。）。このような場合タオルを掛けたくない人に対しても把手が付いたままであり、場合によっては使い勝手が悪かった。

【0003】

また、任意の位置にタオルをかける技術として、吸盤式としたタイプのものがある（例えば、特許文献2、3参照。）。これらは意匠性がよくなく、さらに吸着力がなくなると使用できなくなる不具合があった。

【特許文献1】実開平6-44446号公報（第2頁、第1図）

【特許文献2】特開平11-47030号公報（第3頁、第1図）

【特許文献3】特開2002-65501号公報（第6頁、第1図、第6図）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本発明は、上記問題を解決するためになされたもので、本発明の課題は、意匠性がよく耐久性があり、またタオル掛けを使用したい人、そうでない人ともに使い勝手がよくなる扉及び引っ掛け具を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記目的を達成するために請求項1記載の発明は、扉面材とレールを有し、前記レールが、前記扉面材の上端または下端に、前記扉面材の前面から突出することなく、前面向き横方向に取り付けられており、かつ、前記レールが把手として使用できる扉本体と、前記レールに係合する係合部を有する引っ掛け具と、を備え、前記レールの端部に形成された開放部から前記係合部をスライドさせ挿入すると前記把手として使用できる前記レールの内側と嵌合状態となり、前記引っ掛け具は、前記扉本体の前方に向かって取り付けられ、前記レールに対して左右にずらせることを特徴としている。

【0006】

この発明によれば、レールに係合部を通すことにより引っ掛け具を容易に着脱、移動することができる。よって、タオル掛けを使用したい人は引っ掛け具を用い、そうでない人は用いないことで、意匠性を確保するばかりか、それぞれの使い勝手が向上する。

【0009】

請求項2記載の発明は、請求項1記載の発明において、レールと係合部の接触部に弾性体を備えることを特徴としている。

【0010】

この発明によれば、弾性体によって、レール内で係合部が安易に動くことを防ぐことができる。よって、扉開閉時にレール内での係合部の不必要な移動を防止することができる。またレール内の傷つき防止にも役立つ。

【0011】

請求項3記載の発明は、扉の開口寸法より小幅の引っ掛け具であることを特徴としている。

この発明によれば、隣接する扉に引っ掛け具が干渉することなく、扉を開閉することができる。

【0012】

請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれかに記載の扉に用いる引っ掛け具である。

この発明によれば、レールに係合部を通すことにより引っ掛け具を容易に着脱、移動することができる。よって、タオル掛けを使用したい人は引っ掛け具を用い、そうでない人は用いないことで、意匠性を確保するばかりか、それぞれの使い勝手が向上する。

10

20

30

40

50

【発明を実施するための最良の形態】**【0013】**

以下、本発明の実施例を図面に基づいて説明する。図1は本発明の第1実施例を適用した扉本体の斜視図である。図2は図1における取り付け方法を示した斜視図である。図3は係合部を有する引っ掛け具の詳細を示す斜視図である。図4は係合部を有する引っ掛け具の側面図である。図5は図1における側面断面図である。

【0014】

図1において、扉本体1は、表面に扉面材1aを備え、上部にはレール1bを有している。レール1bは押し出し成型で作られており、材質はアルミである。押し出し成型であるので、断面形状は一定であり、両端を開放してある。また、レール1bは樹脂で作ることもある。

10

【0015】

扉本体1に係合部を有する引っ掛け具4を取り付けるには、図2に示すようにレール1bの開放部より係合部2をスライドさせて通す。また、係合部を有する引っ掛け具4の間口寸法bは、扉本体1の間口寸法aより小さくなっており、扉間口寸法内であれば、左右にずらすこともできる。

【0016】

ここで図3に示すように、係合部を有する引っ掛け具4は係合部2と引っ掛け具本体3からできている。係合部2は樹脂でできており、弾性体2bを備えている。弾性体2bは係合部に接着している。これにより、係合部2をレール1bに通したときの傷を防ぐことができる。

20

【0017】

引っ掛け具本体3はアルミでできており、図4に示すように、係合部2とねじ7で固定されている。また、ばね座金10を入れることにより、使用中にねじ7が緩むことなくしっかりと固定できる。

【0018】

図5に示すように、係合部2の外側形状は、レール1bの内側形状に合うような形状となっている。係合部2には突起2aが設けられ、これにより、引っ掛け具本体3が上に上がったときレール1bから外れるのを防ぐことができる。

【0019】

30

よって、タオル掛けを使用したい人は引っ掛け具を用い、そうでない人は用いないことで、意匠性を確保するばかりか、それぞれの使い勝手が向上すると言う効果がある。

【0020】

次に第2実施例について説明する。

図6は、発明の第2実施例における係合部を有する引っ掛け具の斜視図である。図7は、係合部を有する引っ掛け具の側面図であり、図8は、係合部を有する引っ掛け具を扉本体に取り付けたときの側面断面図である。

【0021】

図6において、係合部を有する引っ掛け具6は係合部5と引っ掛け具本体3からできている。係合部5は樹脂でできており、弾性体5bを設けている。弾性体5bは鉤状になっており、ばね機構をもたせている。弾性体5bの作用により、多少形状の違うレールであっても使用可能となる。

40

【0022】

引っ掛け具本体3はアルミでできており、図7に示すように、係合部5とねじ7で固定されている。また、ばね座金10を入れることにより、使用中にねじ7が緩むことなくしっかりと固定できる。

【0023】

図8に示すように、係合部5の外側形状は、レール1bの内側形状に合うような形状となっている。係合部5には手前側に突起5aが設けられ、これにより、引っ掛け具本体3が上に上がったときレール1bから外れるのを防ぐことができる。

50

【0024】

よって第1実施例と比べて弾性体を鉤状にしたことで、多少形状の違うレールであっても使用可能となる。

【0025】

次に第3実施例について説明する。

図9は、本発明の第3実施例を示す斜視図であり、図10は図9における取り付け方法を示した斜視図である。

【0026】

キッチンでは上部壁面を利用して吊り戸を設置することがある。吊り戸の場合、扉の把手は下部に設けられる。本実施例では、第1実施例と同様な構成であるが、レール1bが扉本体1の下部に位置している点が異なる。すなわち本実施例の扉は吊り戸であり、このような場合はレール1bが下部にあると使用者が扱いやすくなり使い勝手が向上する。

【図面の簡単な説明】

【0027】

【図1】本発明の第1実施例を適用した扉本体の斜視図である。

【図2】本発明の第1実施例の係合部を有する引っ掛け具を扉本体に取り付ける方法を示す斜視図である。

【図3】本発明の第1実施例の係合部を有する引っ掛け具の詳細を示す斜視図である。

【図4】本発明の第1実施例の係合部を有する引っ掛け具の側面図である。

【図5】本発明の第1実施例の係合部を有する引っ掛け具を扉本体に取り付けたときの側面断面図である。

【図6】本発明の第2実施例を適用した係合部を有する引っ掛け具の詳細を示す斜視図である。

【図7】本発明の第2実施例の係合部を有する引っ掛け具の側面図である。

【図8】本発明の第2実施例の係合部を有する引っ掛け具を扉本体に取り付けたときの側面断面図である。

【図9】本発明の第3実施例を示す斜視図である。

【図10】本発明の第3実施例の係合部を有する引っ掛け具を扉本体に取り付ける方法を示す斜視図である。

【符号の説明】

【0028】

1 扉本体

1 a 扉面材

1 b レール

2 係合部

2 a 突起部

2 b 弾性体

3 引っ掛け具本体

4 引っ掛け具

5 係合部

5 a 突起部

5 b 弹性体

6 係合部を有する引っ掛け具

7 ねじ

10 ばね座金

a 扉の間口寸法

b 引っ掛け具の間口寸法

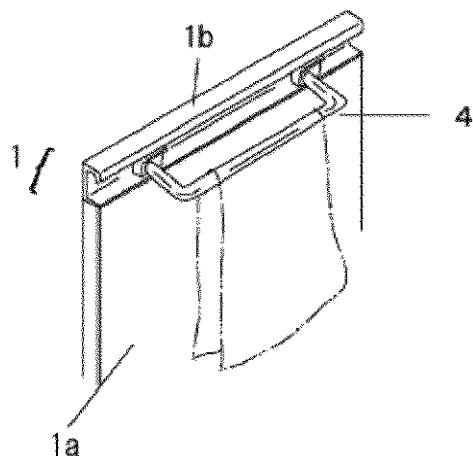
10

20

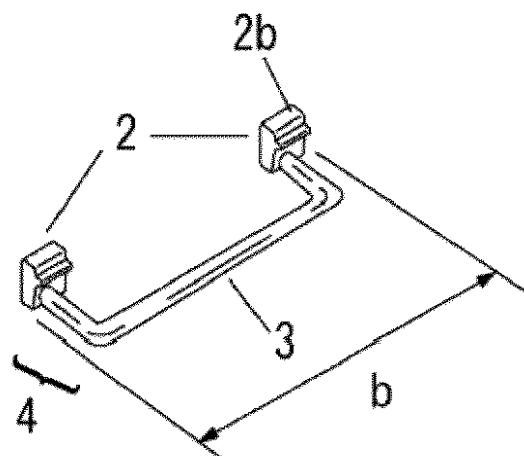
30

40

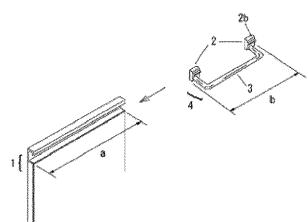
【図1】



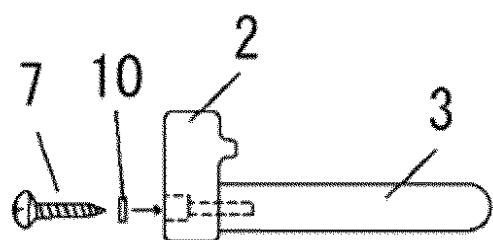
【図3】



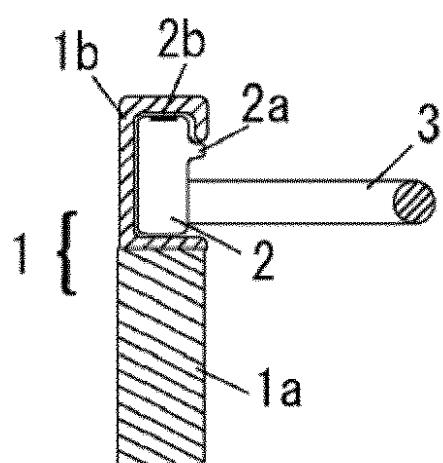
【図2】



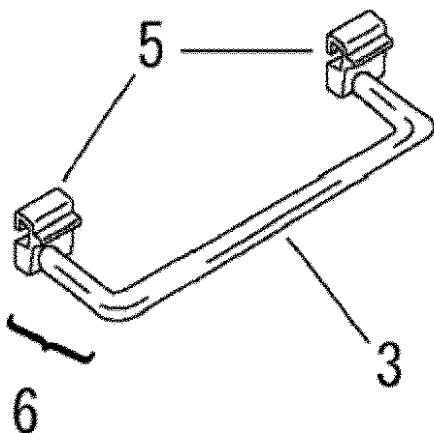
【図4】



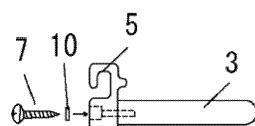
【図5】



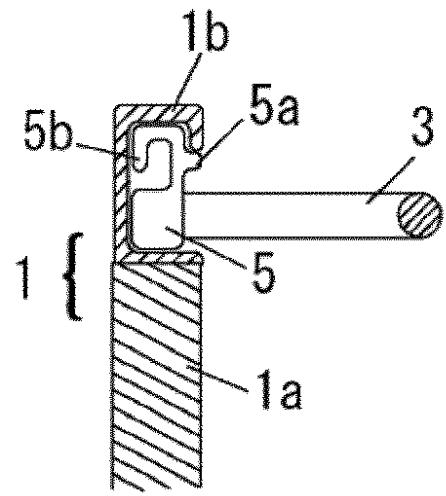
【図6】



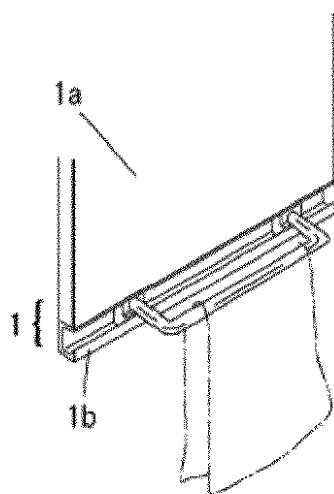
【図7】



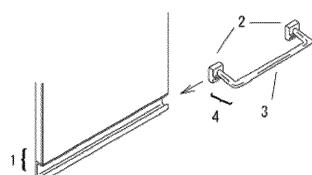
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(56)参考文献 実開平06-044446(JP, U)
特開2003-310365(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E 06 B 7 / 00 - 7 / 34
A 47 B 77 / 00 - 77 / 18
A 47 H 1 / 00 - 33 / 02